

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◇規 則 鳥取県会計規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 解除予定の保安林にする旨の通知
- " " " " " "
- 土地の用途廃止
- 都市計画の案の縦覧
- ◇教委告示 鳥取県指定天然記念物の指定
- ◇雑 報 鳥取食糧事務所管内の支所及び出張所の位置の変更

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二中

工業試験場	分場等に係る歳入金の収納並びに生産し又は収穫した物品の出納及び保管に関する事務
農業試験場	分場等に係る歳入金の収納並びに生産し、又は収穫した物品の出納及び保管に関する事務
果樹試験場	分場等に係る歳入金の収納並びに生産し、又は収穫した物品の出納及び保管に関する事務
水産試験場	漁獲物の売払いに係る歳入金の収納に関する事務
境界水産	
高等学校	

を
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡関金町大字堀字下り渡り二四五一の二一、二四五一の二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示百十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字牧谷字仏谷一七二四の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的
水源のかん養

(三) 解除の理由
林道敷地とするため

二 (一) 解除に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字相谷字蓮花橋一八五、字長蛇一八七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 解除の理由
林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字浦富字坊谷三〇八一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡岸本町真野字柱松四六三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第百十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町金屋谷字栃谷原二の一八、二の二二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字牛子山一三五四、一三六四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百二十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年二月十六日から用途廃止した。

昭和四十五年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	倉吉市上井字落段六三九ノ一番地先から六四四ノ一番地先まで	面 積 (平方メートル)	用 途
		一一一・五七	水路敷

鳥取県告示第百二十一号

鳥取都市計画の決定について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類

道路

二 都市計画を定める土地の区域

鳥取市卯垣、立川町五丁目、吉方温泉四丁目、吉方温泉三丁目、吉方、永楽温泉町、末広温泉町、栄町、東品治町、今町二丁目、行徳、古市、古海、徳尾、里仁及び布勢

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一六番地 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和四十五年二月二十日から 昭和四十五年三月五日まで

鳥取県告示第百二十二号

鳥取都市計画の決定について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類

都市高速鉄道

二 都市計画を定める土地の区域

鳥取市滝山、卯垣、立川町五丁目、吉方温泉四丁目、吉方、富安、東品治町、今町二丁目、行徳、古市、古海、徳尾、徳吉、安長、岩吉、湖山、吉成、新、雲山、正蓮寺、桜谷及び杉崎

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一六番地 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和四十五年二月二十日から 昭和四十五年三月五日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十條第一項の規定に基づき、次のものを鳥取県指定天然記念物に指定したので、同条例同条第三項において準用する同条例第四條第二項の規定により告示する。

昭和四十五年二月二十日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

名称	員数	特 徴	所在地	所有者
上石見のオハツキ・タイコイチヨウ	一	目通り五・二メートル、タイコイチヨウをまじえたオハツキイチヨウで、学術上貴重な畸形木である。	日野郡日南町 上石見 八一九番地	大石見神社 代表役員 多田 春雄
福木のオハツキイチヨウ	一	目通り二・八七メートル、慶応元年甲州の上沢寺から持ち帰つて植えたと伝えられる葉上結実の畸形木である。	八頭郡郡家町 大字福木字上土居 二〇八番地	郡家町 福木部落 代表者 部落長 山本 政美
西御門の大イチヨウ	一	目通り七・九メートル、樹齡約六百年の巨樹である。	八頭郡郡家町 大字西御門 字山手屋敷 一〇五番地	郡家町 西御門部落 代表者 部落長 波多野俊爾
渡町西東のゴヨウマツ	一	根回り三・二五メートル、樹高五・五メートル、北方を原産とするゴヨウマツ（ヒメコマツ）が弓浜半島に栽培された名木である。	境港市渡町 八六二番地	渡部 辰衛

雑 報

鳥取食糧事務所管内の支所及び出張所の位置を次のとおり変更したので、お知らせします。

昭和45年2月20日

鳥取食糧事務所長 沖 進

支所又は出張所名	移転年月日	新庁舎所在地
郡家支所	昭和45年1月31日	八頭郡郡家町大字宮谷字上石房210-3
郡家支所	〃	〃
船岡出張所	〃	〃
河原出張所	〃	〃
甲斐出張所	〃	〃
智頭出張所	〃	〃
丹比出張所	〃	〃